

予算の修正は可能？社会福祉法人の補正予算を解説

社会福祉法人は事業計画に基づいた予算の作成が義務付けられており、これをもとに収支の管理をしています。しかし、作成時に十分に検討した予算であっても、実際の事業遂行が計画通りに進捗するとは限りません。予算を超える支出があった場合には、補正予算を行う必要があります。今回はこの補正予算について解説します。

補正予算が必要となるケース

- 重要な設備が故障し、予定外の買い替えが必要となった
- 複数の職員が急に退職し、急遽職員を補充する必要が生じた
- 職員の補充が間に合わず、派遣職員を導入せざるを得なくなった
- 利用者の減少により、当初予算通りの収入が見込めなくなった

上記のケースはどの社会福祉法人でも起こりうることであり、このような場合には、年度の途中で予算を修正します。これを「補正予算」といい、年度開始前に作成した当初予算に対して必要な加算または減算を行い、当初予算と同様の手続きを経て確定します。



予算は理事会が承認した支出の限度額となりますので、既に当初予算の承認額を超えて支出してしまった場合は増額補正（プラス補正）を行わなければなりません。逆に、例えば大きな修繕を計画していたが、都合により翌年度以降に延期することになった場合など、当初の予算を大きく下回ることが明らかであれば、減額補正（マイナス補正）を行います。

補正予算の時期



多くの社会福祉法人は、半期が経過した段階で当初予算の見直しを行い、補正の必要性について検討します。このタイミングで補正を行わなかった場合でも、年度末の着地点が見えてくる2月または3月には、ほとんどの法人が補正を行います。

補正予算を組むときは

分析と将来の見通し

予算と実績の差を分析するためには、定期的の実績データを収集し、予算と比較することが必要です。例えば、実際の支出が予算を超えた場合、なぜそのような差が生じたのか（急な需要増、予測の誤りなど）を具体的に分析し、次回の予算編成に活かします。また、補正予算が必要な場合は、今後の財務状況にどのように影響するかを考えます。補正予算による支出が翌年度の予算にどう影響を与えるか（財源不足、サービスの質の向上など）をシミュレーションし、将来的な計画に反映させる必要があります。

会計処理のスケジュール

補正予算の作成が必要となった場合は、進行年度内に理事会の承認を得なければなりません。年度末に補正予算を行うことになれば、3月の理事会に諮る必要があります。毎月の月次処理が遅延していると、どの科目をいくら補正すればよいかを判断することができません。1月分の月次処理を2月末までに完了させて、2月、3月分は見込計算を行い、3月上旬頃までに補正予算を作成するのが理想です。これにより、進行年度末の最後の理事会（通常3月下旬）に間に合わせることができます。

おわりに

計画に基づいた事業活動を行うために、まずは社会情勢や法人内の状況を鑑みた将来の見通しを立てることが大切です。その上で補正予算を活用し、計画的な法人経営を行いましょう。

